

㈱レイライン 海外募集型企画旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

(1) 本旅行は、株式会社レイライン(静岡県富士市松岡1170-1、観光庁長官登録旅行業第1307号 以下「当社」といいます)が企画および募集を実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
(2) 旅行契約の条件・内容・募集広告・パンフレット(以下「パンフレット等」といいます)旅行条件書、ご出発前にお渡しの確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)および当社旅行予約の募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)等になります。
(3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申込み

(1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金の一部として取り扱います。
(2) 当社は電話、郵便およびファックス、インターネット、その他の通信手段による旅行契約のお申込みを受け付けております。この場合、契約はお申込みの時点で成立しておりますが、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金をお支払いいただきます。この期間内に申込金のお支払いがない場合、当社はお申込みがなかったとして取り扱います。ただし、当社が予約可能となった(ご出発前一定以上の日数がない場合、お電話でのお申込みをお断りさせていただきます)場合があります。
(3) 申込金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれに一部または全部として取り扱います。また第6項に定める旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金(お一人様)
30万円以上	60000円
15万円以上30万円未満	30000円
15万円未満	20000円

※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めることとなります。ローンをご利用の場合は異なります。
(4) お申込みの段階で、満席、満室等の他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得てキャンセル待ちとし登録し、予約可能となるよう手配努力をいたします。この場合も当社は申込金を「お預かり金」として取り扱います。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ちの解除のお申出があった場合、または結果として予約ができなかった場合は、当社は当該お預かり金を全額払い戻します。

3. 団体・グループ契約

(1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有するものとします。
(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して親しい、または将来負うことが予想される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
(4) 当社は、契約責任者が団体・グループと同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. 申込条件

(1) 旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。
(2) お申込み時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
(3) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に一致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(4) 健康疾患をお持ちの方、現在治療中またはいっしんの方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申込み時にお申出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。医師の健康診断書も提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため必要・関係者の同行などを条件とさせていただきます。ご参加にはご参加をお断りさせていただきます場合があります。
(5) お客様のお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。
(6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るために必要措置をとらせていただきます。なお、これにかかわらず一切の費用はお客様のご負担となります。
(7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし当社が手配旅行契約で別途料金をお支払いいただく条件でお受けすることもあります。
(8) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
(9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。
(10) 外国籍のお客様は別途の手続・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申出ください。
(11) その他当社の業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約の成立

(1) 第3項(1)および(2)の電話によるお申込みの場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受理をしたときに成立いたします。
(2) 第3項(2)の郵便およびファックスその他の通信手段によるお申込みの場合、旅行契約は申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を出したときに成立いたします。
(3) 第3項(4)の場合で、キャンセル待ちのコースの契約成立は、お客様から当該お申込みの撤回のご連絡がなく、かつ当社が予約可能となった旨の通知を行ったときに契約成立するものとします。この場合、当社が既にお預かりしているお預かり金は、この時点で正式に受理したものとみなします。
(4) 当社指定の銀行口座への旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。

6. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1) 当社は旅行契約成立後速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、旅行条件書、申込書控等により構成されます。
(2) 当社はお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速く旅行開始日の前日までに「お渡し」いたします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までに「お渡し」することがあります。お渡し方法には、郵送を含みます。また、お渡し前であっても、お問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

7. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にある日より前に旅行代金全額をお支払いいただきます。また21日目にある日より前にお申込みの場合は、お申込み時点または旅行開始日前の当社が指定する期日までに「お支払い」いただきます。

8. お支払い対象旅行代金

お支払い対象旅行代金とは、パンフレット等の旅行代金に追加代金を加え、割引代金を差し引いた金額をいいます。この合計金額は「申込金」、「取消料」、「違約金」、「変更補償金」を算出する際の基準となります。

9. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した航空機、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(燃油サーチャージ等は含まれません。パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は除く)また、パンフレット内で「エクスプレスクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。
(2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・港と宿泊場所、旅行日程)にお客様負担と表記されている場合を除きます。
(3) 旅行日程に明示した観光料(バス料金等・ガイド料金・入場料等)
(4) 旅行日程に明示した宿泊料金および税・サービス料金(パンフレット等に特別の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)
(5) 手荷物の運搬料金
(6) 人様スノーブーツ1個の手荷物運搬料金(お1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは担当者にお問い合わせください)手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に委託手続きを代行するのみです。
(7) 添乗員同乗コースの添乗員の旅行費用
※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻ししません。

10. 旅行代金に含まれないもの

第10項のほかは旅行代金に含まれません。その一部は以下に列示します。
(1) 超過手荷物料金(各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について)
(2) クルーズ代、電話代、チップ、その他追加料金等の諸経費およびそれに伴うサービス料金
(3) 傷害、疾病に関する医療費
(4) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・紙証料金・査証料・予防接種料金・渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等)
(5) 国内内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
(6) 日本国内の空港施設使用料、旅行日程中の各国空港税・出入国税などの空港諸税
(7) オプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
(8) その他「パンフレット等」で「〇〇追加」と称するもの
(9) 運送機関の誤り付追加運賃・料金(燃油サーチャージ)

11. 追加代金および割引代金

(1) 追加代金(以下「追加代金」)、以下の代金をいいます。(あらかじめ旅行代金に含めて表示した場合を除きます)
A 人部屋を使用される場合の追加代金(お1人様1名様)
イホテルまたは部屋タイプ別のグレードアップのための追加代金
ウ「食事」コース等と基本となる「食事付」コース等との差額代金
エホテルの宿泊延長のための追加代金
オ航空会社指定された場合の追加代金
カ航空座席のクラス変更に関する運賃差額
その他の「パンフレット等」で「〇〇追加」と称するもの。
(2) 割引代金(以下「割引代金」)、以下の代金をいいます。
A パンフレット等で「〇〇割引代金」と称するもの。
B あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます)

12. お客様が出発までに実施する事項

(1) ご旅行に要する旅券および残存有効期限・査証・再入国許可および各種証明書取得の取得は、出国手続の作成等はお客様自身の責任で行っていただきます。ただし、当社が所定の料金を受付け、別途契約として手続の一部または全部の代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任は負いません。なお、当社以外に旅行業者に渡航手続きを依頼された場合は、渡航手続の業務にかかわる契約の当事者は当該取扱旅行業者となります。
(2) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ(<http://www.forth.go.jp/>)でご確認ください。
(3) 渡航先(国または地域)によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、お申込みの際、予約担当者にお問い合わせください。
(4) 外務省「外務省安全ホームページ」(<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>)「外務省海外安全相談センター:03-5501-8162」でもご確認ください。

13. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても天災地変、戦争、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に非なる運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。
(2) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額分だけ旅行代金を減額します。
(3) 第14項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブッキング)による変更の場合を除き、当社はその変更差額分だけ旅行代金を変更します。
(4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金異なる旨をパンフレットに記載した場合、旅行契約の成立後は、当社の責任に帰すべき事由によりその当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

15. お客様の立替

(1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に記入の上、1人あたり1万円の手数料をお支払いいただきます。ただし、当社は、業務上の都合により、お客様の立替をお断りする場合があります。

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾しかつ手数料を受理したときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り上げた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利を継承することになります。

16. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前
① お客様の解除権
A お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、お客様の営業所の営業時間内でお受けいたします。(お申出の期日より取消料の額に差が生じることもありますので、お申込みの営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でも必ずご確認ください)。
イ 旅券・査証その他渡航手続き上の事由および各種ローンの取扱手続きにより、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象となります。
ウ お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。
a 第14項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第2項(旅程保証)別表左側に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限ります。
b 第15項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
c 天災地変、戦争、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の不可能となるおそれが極めて大きい時。
d 当社がお客様に対し、第7項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までに「お渡し」できなかったとき。
e 当社の責任に帰すべき事由により旅行契約に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
エ 当社は本項(1)①の「ア」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(申込金)から所定の取消料を差し引き、払い戻しを行います。取消料が申込金で賚れないときは、その差額を申受けま

〇取消料

旅行契約の取消日	特定日に開始する旅行	特定日以外に開始する旅行
旅行開始日の前日か起算してさかのぼって40日目にある日より以前31日目にある日まで	旅行代金の10%	無料
旅行開始日の前日か起算してさかのぼって30日目にある日より以前4日にある日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日から当日	旅行代金の50%	
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%	

(注1) 特定日:4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7
(注2) 貸切航空機を利用する旅行、日本発着時に船舶を利用する旅行、日航の3人以上のフルサービスを含む旅行クルーズ約款を適用する旨の記載のあるコースは、下記取消料によります。

〇貸切航空機(チャーター機)利用等の取消料

旅行契約の取消日	取 消 料
旅行開始日の前日か起算してさかのぼって90日目にある日より以前31日目にある日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日か起算してさかのぼって30日目にある日より以前21日目にある日まで	旅行代金の50%
旅行開始日の前日か起算してさかのぼって20日目にある日より以前4日目にある日まで	旅行代金の80%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

② 当社の解除権

A お客様が第3項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)①「ア」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
イ 次の項目に該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して旅行契約を解除することができます。
a お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b お客様が病氣、あるいは必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
c お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
d お客様が、契約内容に関する合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e お客様の人数が「パンフレット等」に記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合は、4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日前に当たる日より前に、また同期間以上に旅行を開始するときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より前に旅行中止の通知を行いました。
f スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のよ、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないときは、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
g 天災地変、戦争、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
ウ 当社は本項(1)②「ア」により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。
(2) 旅行開始後
① お客様の解除・払い戻し
A お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
イ お客様の責任に帰すべき事由により旅行契約に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合は、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供にかかわる部分の契約を、取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分に相当する代金をお客様に払い戻しいたします。ただし、当社の責任に帰すべき事由による払い戻しにおいては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他の額を支払い、またはこれを差し支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払い戻しいたします。
② 当社の解除・払い戻し
A 旅行開始後であっても、次の項目に該当する場合は、当社がお客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約の全部または一部を解除することができます。
a お客様が病氣、あるいは必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

